

議第 1 5 7 号

呉市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について  
呉市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例  
(呉市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 1 条 呉市道路占用料徴収条例(昭和 2 9 年呉市条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前				改正後																									
<p>(占用料の額)</p> <p>第 4 条 道路の占用料(以下「占用料」という。)の額は、別表により計算した額とする。ただし、道路の占用が一時的又はその占用の期間が 1 月に満たない場合における占用料は、本文の規定により計算した占用料の額に <u>1 0 0 分の 1 0 8</u> を乗じて得た金額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(占用料の徴収方法等)</p> <p>第 6 条 占用料は、占用の許可の際、期日を指定して <u>その全額を徴収する。ただし、占用期間が 1 年以上にわたるものにあつては、初年度分については当該占用の許可の際に、次年度以降の分については当該年度分を毎年度の初めに徴収する。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>別表(第 4 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="3">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>1 級地 (円)</th> <th>2 級地 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				占用物件	占用料			単位	1 級地 (円)	2 級地 (円)					<p>(占用料の額)</p> <p>第 4 条 道路の占用料(以下「占用料」という。)の額は、別表により計算した額とする。ただし、道路の占用が一時的又はその占用の期間が 1 月に満たない場合における占用料は、本文の規定により計算した占用料の額に <u>1 0 0 分の 1 1 0</u> を乗じて得た金額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(占用料の徴収方法等)</p> <p>第 6 条 占用料は、占用の許可の際、期日を指定して徴収する。ただし、<u>占用期間が 1 年を超える場合にあつては、会計年度ごとに当該年度に係る分を市長が別に定める期日までに徴収する。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>別表(第 4 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="3">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>1 級地 (円)</th> <th>2 級地 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				占用物件	占用料			単位	1 級地 (円)	2 級地 (円)				
占用物件	占用料																												
	単位	1 級地 (円)	2 級地 (円)																										
占用物件	占用料																												
	単位	1 級地 (円)	2 級地 (円)																										

法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>430</u>	<u>360</u>
	第2種電柱		<u>660</u>	<u>550</u>
	第3種電柱		<u>900</u>	<u>740</u>
	第1種電話柱		<u>390</u>	<u>320</u>
	第2種電話柱		<u>620</u>	<u>510</u>
	第3種電話柱		<u>850</u>	<u>700</u>
	その他の柱類		<u>39</u>	32
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	3
	地下に設ける電線その他の線類		2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>380</u>	310
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>230</u>	190
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>770</u>	<u>640</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320</u>	270
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900</u>	<u>1,100</u>	

法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>440</u>	<u>350</u>
	第2種電柱		<u>680</u>	<u>540</u>
	第3種電柱		<u>920</u>	<u>730</u>
	第1種電話柱		<u>400</u>	<u>320</u>
	第2種電話柱		<u>630</u>	<u>500</u>
	第3種電話柱		<u>870</u>	<u>690</u>
	その他の柱類		<u>40</u>	32
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	3
	地下に設ける電線その他の線類		2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>390</u>	310
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>240</u>	190
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>790</u>	<u>630</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>330</u>	270
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700</u>	<u>960</u>	

	その他のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>770</u>	<u>640</u>
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07メ ートル未満のもの	長さ1メ ートルに つき1年	<u>16</u>	13
	外径が0.07メ ートル以上0.1メ ートル未満のもの		<u>23</u>	19
	外径が0.1メー トル以上0.15メ ートル未満のもの		<u>35</u>	<u>29</u>
	外径が0.15メ ートル以上0.2メ ートル未満のもの		<u>46</u>	38
	外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの		<u>70</u>	57
	外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの		<u>93</u>	76
	外径が0.4メー トル以上0.7メー トル未満のもの		<u>160</u>	130
	外径が0.7メー トル以上1メー トル		<u>230</u>	190

	その他のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>790</u>	<u>630</u>
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07メ ートル未満のもの	長さ1メ ートルに つき1年	<u>17</u>	13
	外径が0.07メ ートル以上0.1メ ートル未満のもの		<u>24</u>	19
	外径が0.1メー トル以上0.15メ ートル未満のもの		<u>36</u>	<u>28</u>
	外径が0.15メ ートル以上0.2メ ートル未満のもの		<u>47</u>	38
	外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの		<u>71</u>	57
	外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの		<u>95</u>	76
	外径が0.4メー トル以上0.7メー トル未満のもの		<u>170</u>	130
	外径が0.7メー トル以上1メー トル		<u>240</u>	190

	未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの		<u>460</u>	<u>380</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積		<u>770</u>	<u>640</u>	
	1平方メートルにつき1年				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		<u>930</u>	<u>530</u>	
	地下に設ける通路		<u>560</u>	<u>320</u>	
	その他のもの		<u>770</u>	<u>640</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積	<u>19</u>	<u>11</u>	
		1平方メートルにつき1日			
	その他のもの	占用面積	<u>190</u>	<u>110</u>	
		1平方メートルにつき1月			
令第7条第1号に掲げる物	看板（アーチであるもの）	一時的に設けるもの	表示面積	<u>190</u>	<u>110</u>
			1平方メートルにつき1月		

	未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの		<u>470</u>	<u>380</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積		<u>790</u>	<u>630</u>	
	1平方メートルにつき1年				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		<u>870</u>	<u>480</u>	
	地下に設ける通路		<u>520</u>	<u>290</u>	
	その他のもの		<u>790</u>	<u>630</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積	<u>17</u>	<u>10</u>	
		1平方メートルにつき1日			
	その他のもの	占用面積	<u>170</u>	<u>96</u>	
		1平方メートルにつき1月			
令第7条第1号に掲げる物	看板（アーチであるもの）	一時的に設けるもの	表示面積	<u>170</u>	<u>96</u>
			1平方メートルにつき1月		

件	を 除く。)	その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>1,900</u>	<u>1,100</u>
	標識		1本につき1年	<u>620</u>	<u>510</u>
	旗ざお	祭礼, 縁日 その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>19</u>	<u>11</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>190</u>	<u>110</u>
	幕 (令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日 その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	<u>19</u>	<u>11</u>
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	<u>190</u>	<u>110</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,900</u>	<u>1,100</u>
その他のもの			<u>930</u>	<u>530</u>	

件	を 除く。)	その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>1,700</u>	<u>960</u>
	標識		1本につき1年	<u>630</u>	<u>500</u>
	旗ざお	祭礼, 縁日 その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>17</u>	<u>10</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>170</u>	<u>96</u>
	幕 (令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日 その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	<u>17</u>	<u>10</u>
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	<u>170</u>	<u>96</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,700</u>	<u>960</u>
その他のもの			<u>870</u>	<u>480</u>	

令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積 1平方メートルにつき1年	<u>770</u>	<u>640</u>
令第7条第3号に掲げる施設	つき1年	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積 1平方メートルにつき1月	<u>190</u>	<u>110</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	つき1月	<u>77</u>	<u>64</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲	建築物	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.011</u>	Aに <u>0.012</u>

令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積 1平方メートルにつき1年	<u>790</u>	<u>630</u>
令第7条第3号に掲げる施設	つき1年	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積 1平方メートルにつき1月	<u>170</u>	<u>96</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	つき1月	<u>79</u>	<u>63</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	
	地下（トンネルのものを除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲	建築物	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.012</u>	Aに <u>0.014</u>

掲げる施設	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
令第7条第12号に掲げる器具	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの

	を乗じて得た額	を乗じて得た額
	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	
	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	
	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	
	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	
	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	
	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	
	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	

掲げる施設	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの
令第7条第12号に掲げる器具	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの

	を乗じて得た額	を乗じて得た額
	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	
	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	
	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額	
	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	
	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	
	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	
	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額	

その他のもの	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
備考 1～5 略 6 表示面積若しくは占有面積が <u>1平方メートル未満</u> 若しくは占有物件の長さが <u>1メートル未満</u> であるとき又はこれらの面積若しくは長さに <u>1平方メートル</u> 若しくは <u>1メートル未満</u> の端数があるときは、 <u>1平方メートル又は1メートル</u> として計算するものとする。  7・8 略		備考 1～5 略 6 表示面積若しくは占有面積が <u>0.01平方メートル未満</u> 若しくは占有物件の長さが <u>0.01メートル未満</u> であるとき又はこれらの面積若しくは長さに <u>0.01平方メートル</u> 若しくは <u>0.01メートル未満</u> の端数があるときは、 <u>その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて</u> 計算するものとする。  7・8 略	

(呉市河川等占有条例の一部改正)

第2条 呉市河川等占有条例（昭和44年呉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
<p>(占有料の徴収)</p> <p>第5条 市長は、占有者から別表に定める額の占有料を徴収する。ただし、河川等の占有が一時的又はその占有の期間が1月に満たない場合における占有料は、本文の規定により計算した占有料の額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>2 占有料は、<u>前納とする。ただし、占有期間が1年以上にわたるもの</u>にあつては、年額により毎年度の始めに徴収する。</p> <p>3 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">占有物件</td> <td style="text-align: center;">占有料</td> </tr> </table>	占有物件	占有料	<p>(占有料の徴収)</p> <p>第5条 市長は、占有者から別表に定める額の占有料を徴収する。ただし、河川等の占有が一時的又はその占有の期間が1月に満たない場合における占有料は、本文の規定により計算した占有料の額に<u>100分の110</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>2 占有料は、<u>占有の許可の際、期日を指定して徴収する。ただし、占有期間が1年を超える場合</u>にあつては、会計年度ごとに当該年度に係る分を市長が別に定める期日までに徴収する。</p> <p>3 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">占有物件</td> <td style="text-align: center;">占有料</td> </tr> </table>	占有物件	占有料
占有物件	占有料				
占有物件	占有料				

	単位	1級地 (円)	2級地 (円)
通路	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>770</u>	<u>640</u>
板囲い・足場敷	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>190</u>	<u>110</u>
材料置場	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>190</u>	<u>110</u>

	単位	1級地 (円)	2級地 (円)
通路	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>790</u>	<u>630</u>
板囲い・足場敷	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>170</u>	<u>96</u>
材料置場	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>170</u>	<u>96</u>

(呉市準用河川条例の一部改正)

第3条 呉市準用河川条例（平成17年呉市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(占用料の徴収)</p> <p>第5条 市長は、法第100条第1項において準用する法第32条の規定により、占用者から別表に定める額の占用料を徴収する。ただし、許可期間が1月に満たない場合における占用料は、本文の規定により計算した占用料の額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>2 占用料は、<u>前納とする。ただし、許可期間が1年以上にわたるもの</u>にあつては、年額により毎年度の初めに徴収する。</p> <p>3 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="3">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>1級地</th> <th>2級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	占用料			単位	1級地	2級地					<p>(占用料の徴収)</p> <p>第5条 市長は、法第100条第1項において準用する法第32条の規定により、占用者から別表に定める額の占用料を徴収する。ただし、許可期間が1月に満たない場合における占用料は、本文の規定により計算した占用料の額に<u>100分の110</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>2 占用料は、<u>占用の許可の際、期日を指定して徴収する。ただし、許可期間が1年を超える場合に</u>あつては、<u>会計年度ごとに当該年度に係る分を市長が別に定める期日までに</u>徴収する。</p> <p>3 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="3">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>1級地</th> <th>2級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	占用料			単位	1級地	2級地				
占用物件		占用料																					
	単位	1級地	2級地																				
占用物件	占用料																						
	単位	1級地	2級地																				

通路その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>770円</u>	<u>640円</u>
板囲い・足場敷	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>	<u>110円</u>
材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>	<u>110円</u>

通路その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>790円</u>	<u>630円</u>
板囲い・足場敷	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>	<u>96円</u>
材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>	<u>96円</u>

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中呉市道路占用料徴収条例第4条の改正規定、第2条中呉市河川等占用条例第5条の改正規定及び第3条中呉市準用河川条例第5条の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

(提案理由)

道路法施行令の一部改正による国道の占用料の額の改定に準じ、本市が管理する道路等の占用料の額の改定等を行うとともに、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること等に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。